

平成29年8月診療分から変更されます

●70歳以上の方の高額療養費の見直し

医療費が高額になった際に払い戻される高額療養費制度の70歳以上の自己負担限度額について、現役世代との負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求めために見直されます。(低所得者の見直しはなし)

現行 (平成29年7月まで)

平成29年8月～平成30年7月予定

区分	世帯ごと (外来+入院)		世帯ごと (外来+入院)	
	個人ごと (外来)		個人ごと (外来)	
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <44,400円>	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <44,400円>
一般	標準報酬月額 26万円以下	12,000円	44,400円	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
	低所得者Ⅰ (所得が一定以下)		15,000円	15,000円

※ <>内の金額は、多数該当(過去12か月以内に3回以上高額療養費に該当し、4回目以降)の場合の限度額。

平成29年10月診療分から変更されます

●入院時の居住費 (光熱水費相当額) の見直し

医療療養病床に入院する65歳以上の方が負担する光熱水費相当額について、介護保険や在宅療養との公平化を図るために見直されます。(指定難病の方の見直しはなし)

現行 (平成29年9月まで)

平成29年10月～

平成30年4月～

区分	負担額(1日あたり)	負担額(1日あたり)	負担額(1日あたり)
以下のいずれにも該当しない方	320円	370円	370円
厚生労働大臣の定める者 ※1 (指定難病患者を除く)	0円	200円	370円
指定難病患者 ※2	0円	0円	0円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者